

令和6年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名：

菅刈学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

①各施設単位で、運営の内容について確認します。

②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。

③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。

④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。

例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。

⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分		チェック項目	結果	コ メ ン ト
1	趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解したうえで保育方針を作成し、方針に沿った運営を行っている。
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	子どもの発達段階や特性を踏まえた取り組みや日々のかかわりを積み重ね、保護者や学校、地域、関係機関と連携を図りながら保育を行っている。
3	放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	放課後児童クラブでの遊びや生活を通して、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できる力や自ら遊びや取り組みを行えるように支援している。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者とは、連絡帳やおたより、保護者会、個人面談等を通して子どもの様子を伝え、お迎え時や電話でも情報共有している。また、学校等の関係機関とは、担任との懇談を設けたり電話での、情報共有、交換を行っている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○	自治体や法人による研修を受け、放課後支援員の役割について理解するとともに、常時新しい知識を蓄えることを心掛けている。また、関係機関等と連携して家庭への育成支援を行っている。
		(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	自治体や法人による研修を通して理解を深め、子ども一人ひとりの人権を尊重し、保護者を初めとする関係機関との連携、育成支援に努めている。
4	放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	職員の言動は、子どもや保護者に大きな影響を与えるため、社内研修やOJT、職員ミーティング、法人内で行っている振り返り等の取り組みによって倫理を自覚するとともに、日々の育成支援について話し合い、向上に努めている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に向けている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	子ども及び保護者からの要望については、職員間、法人担当者や放課後子ども対策課と連携しながら共有・検討し、迅速に対応している。また、苦情については、法人のマニュアルに基づき対応する仕組みが整っている。
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
		(2)研修等	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。
		(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	職員は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解したうえで、日々のミーティングにて子ども一人ひとりの心身の状況を共有しながら、育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分		チェック項目	結果	コ メ ン ト
8	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	子どもが自ら進んでクラブに通うことができるよう、保護者も安心して子どもをクラブに通わせることができるよう、子ども一人ひとりの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら、集団のクラブでの生活を豊かにしていこう努めている。
		(2)育成支援の留意点	○	育成支援の留意点を理解したうえで、毎年保育方針を作成し、方針に沿った育成支援を行っている。保育方針については年度末、職員間で振り返りを行い、来年度の目標、取り組みを設定している。
9	障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	障害のある子どもの受け入れの考え方を理解し、受入れに当たっては保護者と面談の機会を持ち、実際に通っている機関への見学などして個別に把握できるようにしたうえで受け入れている。
		(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解したうえで、障害のある子ども一人ひとりについてクラブでの様子や支援内容を記録し、日々のミーティングで共有、支援方法を考えることで、一人ひとりに合った育成支援を行っている。
10	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	気になる子どもについては、記録を残すとともに、学校や関係機関と情報共有しながら連携し、適切に支援を行っている。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	特別の支援を必要とする子どもについては、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、学校や子ども家庭支援センター等の関係機関と連携を取り、適切な支援を行っている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護と秘密保持に留意している。	○	特に配慮を必要とする子どもへの対応については、子どもの利益を損ねることのないよう、法人のマニュアルに従い、保護者や子どもとのプライバシーの保護、機密保持に留意している。
11	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	子どもの欠席については、連絡帳、安心でんしよと、電話等を活用している。また、クラブでの子どもの様子については、連絡帳をはじめ、おたよりや保護者会、送迎時に保護者と情報共有を行っている。
		(2)保護者からの相談への対応	○	日々の連絡帳や個人面談、送迎時等のやり取りを通して、信頼関係を築くことに努めており、保護者からの相談については丁寧かつ迅速に対応するように努めている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○	保護者会や保護者が参加する活動・行事を設けることで、保護者がクラブに足を運べる機会を作り、保護者との協力関係を構築できるように努めている。
12	育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間計画に基づき、日々の保育の立案や行事の指導案を作成・実施し、おたよりや保護者会等を通して家庭に伝えている。また、日々の子どもの様子や育成支援の内容を記録に残す等、育成支援に関わる職務を実施している。

12	放課後児童 運営に関わる 業務	(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	目黒区や法人の各種マニュアル、方針に基づき、運営に関わる必要な業務を職員間で分担し、実施している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校の担任や通級の職員との懇談を設けたり、必要に応じて電話や直接の情報交換や情報共有を行い、連携を取っている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校とは、必要に応じて情報交換や情報共有を行っており、その際には個人情報の取り扱いや機密保持について確認し、確認が取れていないものに関してはその都度行っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	気になる子どもについては、目黒区を通して情報共有している。また、隣接する保育園とは、行事を参観したり、イベントに招いたりと交流を図っている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	住区センター内にクラブがあるため、日々の挨拶をはじめとしたコミュニケーションは取れている。また、地域祭りのすげかりフェスティバルを通して、住区住民会議等の関係団体と交流することができ、関係を築くことができている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	管轄小学校のランランひろばを利用時に校庭を利用しており、その際は留意事項を理解し、適切に対応している。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分		チェック項目		結果	コ メ ン ト
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	目黒区や法人の各種マニュアル・方針に基づき、日常の衛生管理に努めている。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	目黒区や法人の安全管理マニュアルに沿って、迅速に対応している。また、法人内で事故やケガ、ヒヤリハットの事例検討や対策の検討等を行い、共有している。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	毎月1回、防災・防犯について様々な状況を想定した避難訓練を行っている。また、職員は防犯講習や救命講習等の必要な講習は受けており、発生時の対応マニュアルも整備している。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	帰宅経路内の危険箇所を集約したマップを作成し、必要に応じて期間箇所の確認を行い子どもの安全を確保している。また、学校や保護者、目黒区からの不審者情報等を確認し、帰宅指導・対応を行っている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分		チェック項目		結果	コ メ ン ト
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための玩具及び図書を備えている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区の職員配置を順守し、適切に放課後児童支援員等の職員配置ができています。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	62名の児童の受け入れを可能としており、適切に放課後児童支援員等の職員配置し育成支援を行っている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要なとなる時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	法人の就業規則に基づき、適切に勤務時間・休日が定められているなど、労働環境を適切に整備しており、運用も実現できている。
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任を果たすよう努めている。